

固定式火災探知警報装置の設置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

固定式火災探知警報装置の設置に関する事項

改正理由

SOLAS 条約 II-2 章第 7.5.5 規則には貨物船の居住区域、業務区域及び制御場所を固定式火災探知警報装置により保護する旨の一般規定があるが、その具体的な保護方式（IC 方式、IIC 方式及び IIIC 方式）を規定する同条約第 7.5.5.1 規則から 7.5.5.3 規則においては居住区域内の通路、階段及び脱出経路等については当該装置を設置する旨規定されているものの制御場所に当該装置を設置する旨規定されていないことから、制御場所については当該装置の設置の要否が不明確であった。

IMO において同規則の解釈について検討が行われた結果、2013 年 6 月に開催された第 92 回海上安全委員会（MSC 92）において、制御場所は固定式火災探知警報装置により保護する必要はない旨明確にする統一解釈が承認され、MSC.1/Circ.1456 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1456 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

制御場所は、固定式火災探知警報装置により保護する必要はない旨明記した。